

運 営 規 程

訪問看護ステーション トナカイハウス

訪問看護ステーショントナカイハウス運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人弘前豊徳会が開設する訪問看護ステーショントナカイハウス（以下「ステーション」という）が行う指定老人訪問事業及び指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定老人訪問看護または指定訪問看護（以下「訪問看護」という）の必要性を認めた老人等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態をなることの防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 4 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 5 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行う。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーショントナカイハウス
- (2) 所在地 弘前市大字大川字中桜川18番地10

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。

(2) 看護職員 看護師 2名、准看護師 3名

看護師等は訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業者社会福祉法人弘前豊徳会職員就業規程に準じて、定めるものとする。

(1) 営業日 365日（日曜日・祝祭日利用可能）

(2) 営業時間 午前8時から午後5時

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。

(3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから、弘前市医師会または弘前市高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 症状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事および排泄等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(健康保険法の指定訪問看護の利用料)

第9条 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、利用者加入の該当保険の負担割合分をそれぞれ徴収するものとする。

2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3 その他利用料として、次の額を徴収する。

(1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料

30分当たり 2,000円

(2) 営業時間以外で2時間を超える訪問看護料

ア 午後5時から午後10時までと午前7時から午前8時までは、

30分当たり 2,500円

イ 午後10時以降午前7時までは

30分当たり 3,000円

4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア ステーションから片道2キロメートル未満

無料

イ ステーションから片道 2 キロメートル以上の場合

100 円

ウ ステーションから片道 4 キロメートル以上の場合

200 円

エ ステーションから片道 6 キロメートル以上の場合

1 キロメートルにつき 10 円加算

5 日常生活上必要な物品実費

6 死後の処置料 10,000 円

7 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たステーションが、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合には、区分番号 02 の 1 (訪問看護管理療養費) を算定している利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料 (I) として、月 1 回に限り算定する。

訪問看護ベースアップ評価料 (I)

780 円／月

(介護保険法に基づく指定訪問看護の利用料およびその費用の額)

第 10 条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の居宅において行う指定訪問看護に要した交通費その実費を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね

30 キロメートル未満 300 円

(2) 通常の事業の実施地域を超えた地点から片道おおむね

30 キロメートル以上の場合 1 キロメートルにつき 10 円を加算

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居住において指定訪問看護を行う場合は、あらかじめ、利用者又は家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 利用者または家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備する。

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1割負担の場合	600円／月
	2割負担の場合	1,200円／月
	3割負担の場合	1,800円／月

利用者または家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	1割負担の場合	574円／月
	2割負担の場合	1,148円／月
	3割負担の場合	1,722円／月

5 特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理に対応可能な体制にある。

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である。

特別管理加算（Ⅰ）	1割負担の場合	500円／月
	2割負担の場合	1,000円／月
	3割負担の場合	1,500円／月

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等である。

特別管理加算（Ⅱ）	1割負担の場合	250円／月
	2割負担の場合	500円／月
	3割負担の場合	750円／月

6 在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応が可能な状態である。

看護体制強化加算（Ⅱ）	1割負担の場合	200円／月
	2割負担の場合	400円／月
	3割負担の場合	600円／月

7 新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合、初回の訪問看護を行った月のみ加算する。

初回加算	1割負担の場合	300円／月
	2割負担の場合	600円／月
	3割負担の場合	900円／月

8 死亡日および死亡日前14日以内に2日以上のターミナルケアを行った場合に加算

する。

ターミナルケア加算

2, 500円／月

9 訪問看護で准看護師が訪問看護のサービス提供を行った場合は90／100の料金となる。

10 当事業所と同一の建物と同一敷地内、若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における1ヶ月当たりの利用者が、同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、サービス提供を行った場合は、10%相当の金額を減額する。

当事業所と同一の建物と同一敷地内、若しくは隣接する敷地内の建物のうち、当事業所における1ヶ月当たりの利用者が、同一の建物に50人以上居住する建物の利用者に対し、サービス提供を行った場合は、15%相当の金額を減額する。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、つがる市、青森市、大鰐町、鰺ヶ沢町、板柳町、鶴田町、藤崎町、田舎館村、西目屋村の区域とする。

(ハラスメント対策の強化)

第12条 指定訪問看護事業者は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を措置する。

(身体の拘束等)

第 14 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 看護職員その他の職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(協力医療機関)

第 15 条 当事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定める。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) サンタクリニック | 弘前市大字大川字中桜川 1 9 番地 1 |
| (2) 弘愛会病院 | 弘前市大字宮川三丁目 1 番地 4 |
| (3) ときわ会病院 | 南津軽郡藤崎町大字榎字龜田 2 番地 1 |
| (4) 板柳中央病院 | 北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井 7 4 番地 2 |
| (5) 藤代健生病院 | 弘前市大字藤代二丁目 1 2 番地 1 |

2 当事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

- (1) 代官町クリニック吉田歯科 弘前市大字代官町 1 0 8 番地

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 当事業所は、訪問看護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従事者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人弘前豊徳会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年 3月1日から施行する。

この規程は、平成12年 4月1日から施行する。

(介護保険施行開始による10条、11条の変更)

この規程は、平成14年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年10月 1日から施行する。

この規程は、平成16年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年12月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和6年 6月 1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。